**教材１「戦国大名の統治のコツ」**

**単元：戦国大名の登場**

**キーワード：朝倉孝景　朝倉義景　柴田勝家　一乗谷**

**【資料１】　※資料１～３は原文を現代語に直した。**

第四条

名刀をむやみに購入してはならない。なぜなら一人に一万の値段の太刀を持たせたとしても、百疋の値段のを持った百人にはかなうはずがないからだ。百疋の鑓を百購入して百人に持たせると、一方面は防ぐことができるにちがいない。

第十五条

朝倉の以外に国内に城郭を造らせてはならない。所領をもつ有力家臣はみな、一乗谷に引越し、郷村には代官・百姓等だけを置くこと。

（松平文庫「朝倉家之拾七ケ条①」）

**【資料２】**

先月二十六日の近江国堅田のの合戦②の際、敵の首を一つ討ち取ったことは、忠節を尽くしなことである。さらに軍功をたてられるよう励みなさい、以上。

（元亀元年）十二月十三日（義景花押）

　　　　　　　　　　　　　殿

（片岡五郎兵衛家文書「朝倉義景感状」）

**【資料３】**

知行分二百石のことは、重ねて朱印状の通り、宮森村③で検地をした上で、田畑員数に相当する分を領知しなさい。ただし山林野川などは諸給人並とすること、以上。

天正五年　四月七日　勝家（花押）

　　　　　　　　　　　　殿

（片岡五郎兵衛家文書「柴田勝家知行状」）

注①　朝倉家之拾七ケ条…「朝倉孝景条々」の写本。原典とは表現が異なる部分がある。

②　近江国堅田の搦手口の合戦…1570年（元亀元）11月の朝倉軍と織田軍による合戦

　③　王見郷宮森村…現在の福井県坂井市坂井町大味

**資料からの問い**

問１　**【資料１】**の第四条から読み取れる朝倉氏の統治の考え方を説明しよう。

問２　**【資料１】**の第十五条を朝倉氏が定めたねらいを考えてみよう。

問３　**【資料２】**は、新開源七にとってどのような意味をもったのだろうか。

問４　**【資料３】**によると、新開一衛門尉が領有した200石はどのような手続きで確定したのか？

**解答例**

問１　ぜいたくや無駄を嫌い、実利や合理性を重んじている。

問２　家臣を城下町へ集住させることで、反乱の防止と城下町の発展、防衛力向上をねらった。

問３　軍功の証明書としての意味をもった。

問4　検地によって領有を確定したことがわかる。

　　　※柴田勝家は、算出した石高を知行として自身の家臣へ給付した。こうした方法は、他の信長家臣にも影響を与えた先駆的な事例とされている。ただし、石高の算出自体は（自己申告）によって行われており、のちの太閤検地のように土地の耕作者を確定することはしていなかった。

**この資料から学んでほしいこと**

・戦国大名は、分国法や感状等を通じて領民・家臣団を直接把握し、内政の安定化を目指したこと。一方でその家臣は領地を経営しながら時々の支配者と主従関係を結んだことを読み取らせたい。

・また、資料中の「検地」という用語に注目させて、柴田勝家の統治方法が他の信長家臣にも影響を与えた先駆的な事例であったことを理解させたい。

**アーカイブズガイドはこちら！**

**【資料１】**

**「**[**朝倉孝景条々（朝倉家の家訓）**](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/file/615496.pdf)**」**

**【資料２、３】**

**「**[**戦国武将から家臣への書状**](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/file/616564.pdf)**」**



**さらに深める**

**資料２、３**の宛名がどちらも新開氏であることから、新開氏は朝倉義景から柴田勝家（正確には　織田信長）と、時代の変化に応じて主君を代えて仕えていたことがわかる。なお、新開氏の子孫は江戸時代になると代々片岡五郎兵衛を名乗り、村（現・福井市合谷町）周辺の村々を統轄する大庄屋を務めたとされている。

ふくいのアーカイブズを活用した教材集

令和６年３月22日公開

問合せ先：福井県文書館　学校連携担当

E-mail：bunshokan@pref.fukui.lg.jp